

「揮発油等の品質の確保等に関する法律(略称:品確法)」

品確法は、「特定石油製品輸入暫定措置法」が廃止(1996年3月)されたことによる石油製品の輸入自由化を背景として、多様な品質の石油製品の流通が始まったことから、適正な品質の石油製品を安定的に供給し、消費者の利益を保護するために採られた措置として揮発油販売業法を改正(1996年4月)したものです。



揮発油販売業を行おうとする者は品確法第3条の登録を受ける必要があると共に、一定の品質規格(強制規格)に適合しないガソリン、灯油、軽油の販売を禁止しております。

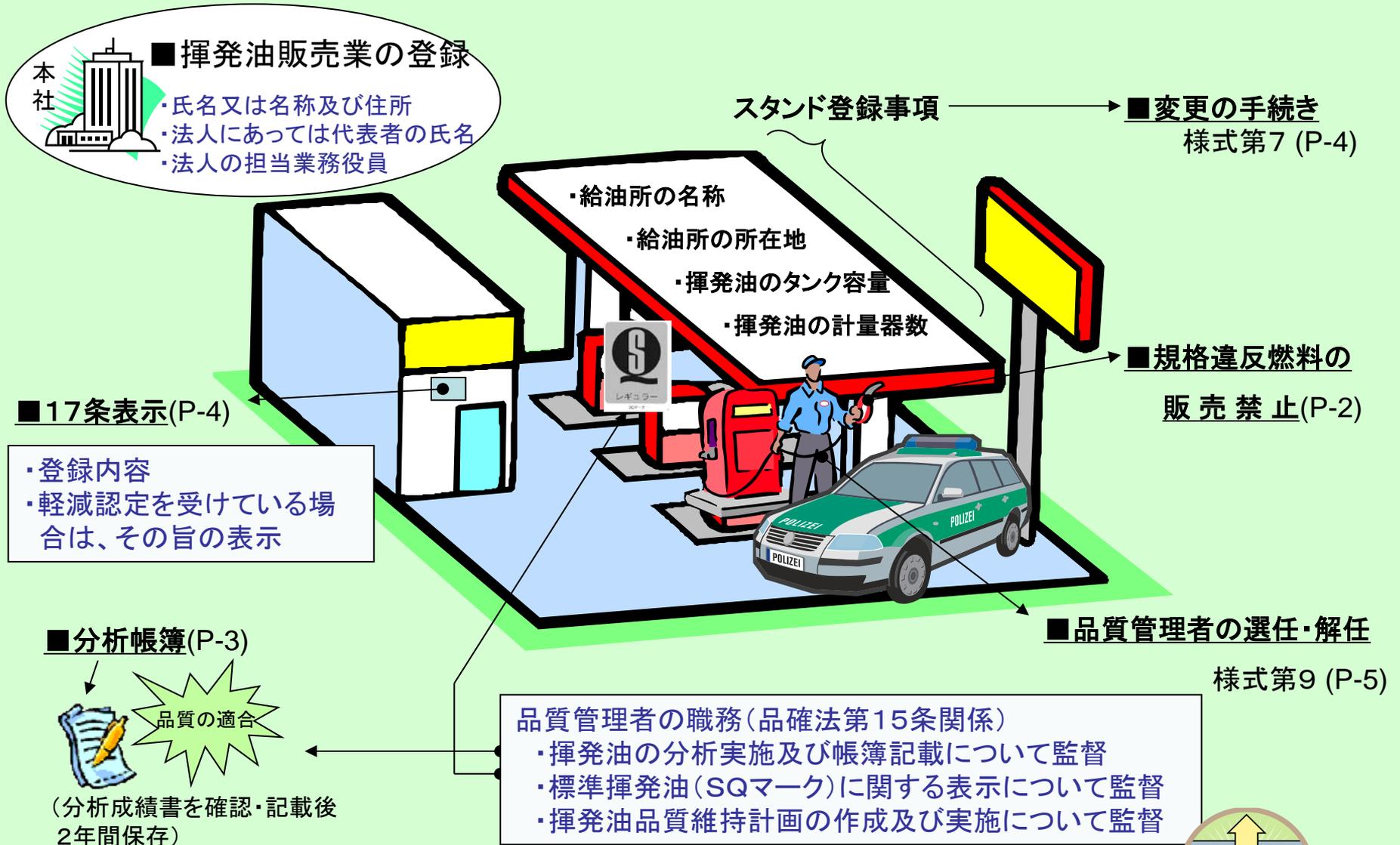
強制規格は、品確法施行規則第10条に定める揮発油規格に必ず適合していなければならない規格のことで、ガソリンでは10項目、灯油は3項目、軽油ではFAME(脂肪酸メチルエステル)を混合するもので9項目、混合しないもので5項目が定められており、強制規格に適合しない製品を売った者は処罰の対象になります。

特にガソリンは、品質の確保と消費者保護のために、揮発油販売事業者が自ら10日に1回の品質分析を行うように義務付け(「委託分析」)しております。(ただし、精製元売などから供給されるガソリンが、品質の変更なしに消費者へ販売されることが確実な場合に限るなどの必要な条件を満たせば、年に1回の品質分析だけで有効となる「軽減認定制度」もあります。)

なお、経済産業省では機動的に、石油製品の品質を確保し、消費者の保護を図るという趣旨から、全国石油協会を通じて1回程/年、各ガソリンスタンドの揮発油、軽油、灯油の「試買分析」を実施しています。



●ガソリンスタンドの管理事項(概要図)



* 届出に必要な書類はホームページから入手出来ます。



●強制規格

○揮発油（自動車ガソリン）の規格

項 目	規 格
鉛	検出されないこと。
硫 黄 分	0.001質量%(10ppm)以下
M T B E	7体積%以下
ベンゼン	1体積%以下
灯油混入	4体積%以下
メタノール	検出されないこと。
実在ガム	5mg/100ml以下
色	オレンジ色
酸素分	1.3質量%以下
エタノール	3体積%以下

○灯油の規格

項 目	規 格
硫 黄 分	0.008質量%(80ppm)以下
引 火 点	40℃以上
色	セーホルト色が+25以上

○軽油の規格（FAMEを混合しない軽油）

項 目	規 格
硫 黄 分	0.001質量%(10ppm)以下
セタン指数	45以上
蒸留性状	360℃以下(90%留出温度)
脂肪酸メチルエステル (F A M E)	0.1質量%以下
トリク、リセリド	0.01質量%以下

○軽油の規格（FAME混合軽油）

項 目	規 格
硫 黄 分	0.001質量%(10ppm)以下
セタン指数	45以上
蒸留性状	360℃以下(90%留出温度)
脂肪酸メチルエステル (F A M E)	0.1質量%超 5.0質量%以下
トリク、リセリド	0.01質量%以下
メタノール	0.01質量%以下
酸 価	0.13 mgKOH/ g 以下
脂肪酸、酢酸、プロピオン酸	合計が0.003質量%以下
酸 価 の 増 加	0.12 mgKOH/ g 以下

* FAME(脂肪酸メチルエステル)は、植物油等の油脂をメチルエステル化などの化学処理によって軽油に近い物性にしたものでBDFとして利用されている。

●標準規格

ガソリンスタンドで販売するガソリン、灯油、軽油は、国内では厳しい品質基準を満たしたうえで、販売されております。

揮発油

項 目	規 格
オクタン価(リサーチ法)	1号(高規)・・・96以上 2号(並規)・・・89以上
密度(15℃)	0.783g/立方センチメートル以下
蒸留性状	10%留出温度・・・70℃以下 50%留出温度・・・75℃以上110℃以下 90%留出温度・・・180℃以下 終点・・・220℃以下 残油量・・・2体積%以下
銅板腐食(50℃、3h)	1以下
蒸気圧	44～78kpa(寒候用は上限が93kpa)
酸化安定度	240min以上

軽油

項 目	規 格
引火点	45℃以上
流動点	地域及び月の区分に応じた数値以下
詰まり点	地域及び月の区分に応じた数値以下
10%残油残留炭素分	0.1質量%以下
動粘度(30℃)	1.7mm ² /s以上

灯油

項 目	規 格
蒸留性状	270℃以下
煙点	23mm以上(寒候用は21mm以上)
銅板腐食(50℃、3h)	1以下

これらの石油製品は、1996年から輸入の自由化に伴い、多様な品質の製品が流通することが予想されたことから、運転時の快適性に関する品質事項、暖房設備などの耐久性に関する品質事項など「標準規格」に適合している製品の販売であることを示すために、「SQマーク」制度が設けられました。

SQマークを表示する場合は品質管理者が品質保証書を確認し、帳簿を作成しなければなりません。



分析に関する帳簿の作成 (P-3)



●揮発油の分析に関する帳簿(分析帳簿) (品確法第19条関係)

登録分析機関から送付された分析結果通知書を品質管理者が確認し、通知書の ※欄 を記入することにより、通知書が分析帳簿となります

分析結果通知書

〇〇(株)〇〇給油所
 (社)〇〇協会〇〇試験センター

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、委託を受けた揮発油の分析結果を下記の通りご通知します。

1. サンプル番号 〇〇-〇〇〇〇
 2. 受託年月日 平成〇年〇月〇日
 3. 分析年月日 平成〇年〇月〇日
 4. 分析員氏名 〇〇〇〇
 5. 分析結果

項目	分析結果	分析設備及び試験方法

※揮発油の種類 レギュラー・ハイオク

※揮発油の購入先

※購入した日 平成 年 月 日

この分析結果通知は※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。

分析帳簿は
2年間保存

記載例

※揮発油の種類
 レギュラー・ハイオク
 (委託分析の揮発油に○を付ける。)

※購入先は直接の取引先
 〇〇石油(株)
 (委託分析の採取日の直前に揮発油を受け入れた事業者名を記載)

※購入した日
 (委託分析の採取日の直前に揮発油を受け入れた日)

●標準揮発油等の品質に関する帳簿(SQ帳簿) (品確法第19条関係)

SQマークを表示する場合は品質管理者が品質保証書を確認し、SQ帳簿を作成しなければなりません。



標準揮発油等の品質に関する帳簿

1. 氏名又は名称
2. 給油所名
3. 品質保証書の保証期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 区分 ○標準揮発油1号(ハイオク)
○標準揮発油2号(レギュラー)
○標準軽油
○標準灯油
5. 品質確認年月日
6. 品質確認の方法
7. 確認を行った者
8. 品質確認の結果
9. 表示の期間 平成 年 月 日から表示
10. 表示の場所

記載例

SQ帳簿は
2年間保存

3. 品質保証書の保証期間
(元売り発行の品質保証期間を記載)
4. 区分
販売燃料の該当する区分チェック
(全油種が該当する場合は全てに○で囲む)
5. 品質確認の年月日
(保証書発行年月日を記載)
6. 品質確認の方法
○○石油株の品質保証書による。
7. 確認を行った者
品質管理者の氏名
8. 品質確認の結果
標準規格に適合している。
9. 表示の期間 平成 年 月 日から表示
(保証書開始年月日を記載)
10. 表示の場所
店舗・計量器

*元売り発行の品質保証書を添付し保存

●給油所の見やすい箇所に登録内容等を表示(17条表示)する義務があります。

40cm以上

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示	
氏名又は名称	〇〇〇株式会社
登録年月日	昭和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日
登録番号	〇-〇〇〇〇〇〇号
給油所の名称	△△△給油所
品質管理者の氏名	〇〇 〇〇
登録分析機関の名称	社団法人 〇〇協会 〇〇センター

60cm以上

表示

(品確法第17条関係)

品質管理者を変更した場合は書換・届出が必要

■生産(確認)揮発油品質維持計画の認定を受けている場合には、その表示も必要です。

10cm以上

生産(確認)揮発油品質維持計画 経済産業省認定店 計画終了日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
--

60cm以上

計画更新毎(1年又は2年)に書換が必要

要注意

★主たる計画流通経路以外の仕入れを行った場合、その時点で認定は失効となりますので、直ちに認定表示を撤去するとともに、法16条等に従い10日分析を開始しなければなりません。

委託先登録分析機関名

(社)全国石油協会 電話 03-5251-2201(代表)

(社)日本海事検定協会 電話 03-3552-1241(本部)

(財)新日本検定協会 電話 03-3449-2611(代表)

■揮発油委託分析の申込先

*委託分析料金は各機関により異なります。

●スタンドの登録事項を変更する場合

様式第7(品確法施行規則第8条関係)

揮発油販売業者氏名等変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

関東経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に 〇〇株式会社
あつては代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇-〇〇〇〇〇〇号

2 変更の内容 〇〇給油所の〇〇の変更

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更の理由 〇〇〇〇〇〇〇〇

(注意)

- 給油所の名称を、必ず記載して下さい。
- 住居表示に変更があった場合は、添付書類として住居表示変更を証明出来る書類等が必要です。
- 計量器とは、同時給油可能なノズル数で〇〇基と標記して下さい。

<記載事項例>

- 給油所の名称を変更する場合
*例) △△給油所
- 所在地を変更する場合
*例) △△県□市...
- タンク容量及び計量器を変更する場合
*例) △△KL、〇〇基

●品質管理者を変更する場合

様式第9(品確法 施行規則第12条関係)

品質管理者選任(解任)届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

関東経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に 〇〇株式会社
あつては代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質確保等に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号 平成 年 月 日 〇-〇〇〇〇〇〇号
- 2 給油所の名称及び所在地
△△給油所 □□県〇〇市……
- 3 品質管理者の氏名
- 4 選任(解任)の年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 解任の場合にあつては、その理由

<記載例>

■選任・解任を同時に行う場合は、併記する。

選任者 〇〇 〇〇

解任者 △△ △△

(注意)

■品質管理者選任の

場合は添付書類として危険物乙四等の免状の写しが必要です。
(裏・表)

危険物取扱者免状				
氏名	消防 太郎		本籍	東京都
生年月日	昭和45年04月18日			
種類等	交付年月日	交付番号	交付知事	
甲種				
乙種1類				
乙種2類				
乙種3類				
乙種4類	H12.05.26	00300	東京	
乙種5類				
乙種6類				

写真の更新又は
平成22年

消防設備
氏名 消防 花子
生年月日 昭和46年07月16日



●品確法に基づく立入検査

関東経済産業局では品確法第20条第2項の規定によりガソリンスタンドへの立入検査を実施しております。

＜検査の主な内容＞

- ① 次の項目が、法に基づく登録内容等と現状が合致しているかどうか
 - ・販売業者の名称、住所及び代表者名
 - ・給油所の名称、所在地、タンク容量及び計量器数(同時給油できるノズルの数)
 - ・品質管理者の氏名、選任・解任届出の提出状況
- ② 品質管理者の職務遂行状況
- ③ 品質分析(10日分析または軽減分析)の実施状況
 - ・登録分析機関(「(社)全国石油協会」等)の分析結果通知書の確認状況、管理状況 等
 - ・品質帳簿の管理状況
- ④ 17条表示
 - ・登録内容等の表示(P1の認定を受けている場合はその表示→P4参照)
- ⑤ SQマークの表示(但し、表示している場合のみ)
 - ・元売り発行の品質保証書による品質確認状況 等
 - ・SQ帳簿の管理状況
- ⑥ 最近の運営状況
 - ・揮発油(レギュラー・ハイオク)の最近の受払量、在庫量、流通経路 等



立入検査
にご協力
下さい

上記の内容を回答できる方(原則として品質管理者)の立会をお願いします。

上記の内容を確認できる帳簿・帳票類等を御用意下さい。

分析結果通知書、分析帳簿、仕入伝票(納品書又は請求書等)、SS日報等

1ページ下段記載の認定を受けている場合は、元売り発行の品質保証書、SQ帳簿等
検査の最後に揮発油(ハイオク・レギュラー)、軽油、灯油を各1リットルを収去(無償)させて戴きます。

* 経済産業省では(社)全国石油協会に委託し、毎年試買検査を実施しておりますので、ご協力下さるようお願いいたします。